

運 免 第 1 0 2 1 号
令 和 3 年 2 月 8 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

聴覚障害者に係る運転適性検査業務について

聴覚障害者等から運転免許（以下「免許」という。）の取得、更新又は条件に係る相談（以下「運転適性相談」という。）及び聴力を道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第23条第1項の表中「聴力」の項第1号に定める基準以上に補う補聴器を使用すべきこととする条件（以下「補聴器条件」という。）を免許に付された者等に対する臨時適性検査並びに安全教育の運用については、「聴覚障害者に係る運転適性検査業務について」（平成29年3月1日付け青警本運免第1294号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、この度、様式の押印を廃止し、下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の発出をもって旧通達は廃止する。

記

1 運転適性相談の対応

(1) 運転適性相談受理時の対応

各警察署の運転適性相談窓口において運転適性相談を受理したときは、府令第23条第1項（適性試験）の表中「聴力」の項第1号に定める基準「10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること」及び聴覚障害に係る運転適性相談は青森県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）において行うことを教示し、当該相談に係る可否判断は行わないこと。

(2) 運転適性相談書の作成

各運転適性相談窓口において、聴覚障害者等から臨時適性検査を受けたい旨の申出を受けたときは、臨時適性検査の実施要領と当該検査受検後の免許の条件について十分な説明を行うとともに、後日、運転免許課において臨時適性検査を行うことを教示し、申出者に対し、運転適性検査業務取扱規則（昭和42年3月青森県公安委員会規則第2号。以下「検査規則」という。）第6条の2に規定する運

運転適性相談書（検査規則別記様式第2号）を作成させ、必要書類を添えて運転免許課に送付すること。

(3) 運転適性相談者名簿への記載

運転免許課は、上記(2)により運転適性検査相談書の送付を受けた場合又は運転免許課において運転適性相談を受理した場合は、運転適性相談者名簿（聴覚）（別記様式）を作成すること。

(4) 運転適性相談終了書の交付

運転免許課は、聴覚障害者等に係る運転適性相談を終了し、当該者が免許の取得又は運転免許証（以下「免許証」という。）の更新が可能と認めるときは、運転適性相談終了書（検査規則別記様式第7号）を交付（郵送を含む。）すること。

2 聴覚障害者等に係る運転免許試験時又は運転免許証の更新時の留意事項

(1) 運転免許試験時

ア 指定自動車教習所を卒業した者

指定自動車教習所を卒業した聴覚障害者等については、あらかじめ運転適性相談を受けた者であることから、運転免許試験を受験させること。

なお、卒業証明書記載の聴覚に係る条件の変更を希望する者については、卒業証明書記載の条件を変更することはできないことから、免許取得後に免許条件の変更に係る臨時適性検査と安全教育を受ける必要があることを教示すること。

イ ア以外の者

上記ア以外の者（あらかじめ運転適性相談終了書の交付を受けた者を除く。）については、聴力の程度を確認し、府令第23条第1項の表中「聴力」の項第1号に規定する基準に照らし、その程度に応じた免許の条件を付することを説明した上で運転免許試験を受験させること。

(2) 運転免許証の更新時

ア 警察署における取扱い

補聴器使用の条件を付された者の免許証の更新申請に際し、府令第23条第1項の表中「聴力」の項第1号の基準を満たしていないと認められるとき又は「補聴器を使用せずに運転したい」旨の申出を受けたときは、臨時適性検査の実施要領と検査受検後の免許に付される条件について十分な説明を行った上で、臨時適性検査該当者発見報告書（検査規則別記様式第1号）を作成し、運転免許課に送付すること。

なお、申請者が当該更新申請を撤回した場合を除き、補聴器の条件を付した上で府令第23条第1項の表中「聴力」の項第1号の基準を満たしている場合は、免許証の更新手続を行うことは差し支えない。

イ アの者に対する教示事項

後日、運転免許課から臨時適性検査通知書（検査規則別記様式第6号）により、臨時適性検査の日時等が通知されること及び臨時適性検査の結果に応じて免許の条件が変更されることを教示すること。

3 臨時適性検査の実施要領等

(1) 臨時適性検査の対象者

道路交通法（昭和35年法律第60号）第102条第5項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第37条の7第1号の規定に基づき、府令第29条の3第4項において準用する府令第23条第1項の表中「聴力」の項第2号に係る適性検査を受けたい旨の申出を行った者

(2) 検査コース

運転免許試験場の試験コースにおいて実施する。

(3) 検査用車両

ア 準中型自動車の運転に係る臨時適性検査

検査用車両は、準中型自動車を使用し、運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路及び進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を運転者席から容易に確認することができることとなる後写鏡その他の装置（以下「特定後写鏡等」という。）を使用することとする。特定後写鏡等については、サイドミラーに取り付ける補助ミラー（以下「補助ミラー」という。）を使用すること。

なお、臨時適性検査を受けようとする者が、府令第24条第6項ただし書に該当する者であるため、本人の所有する自動車による受検を希望する場合には、その自動車の構造に応じてワイドミラー、補助ミラー又は道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第2条第2項に規定する後方等確認装置（以下「後方等確認装置」という。）を使用すること。

イ 普通自動車の運転に係る臨時適性検査

検査用車両は、普通自動車を使用し、特定後写鏡等を使用することとする。特定後写鏡等については、車室内においてワイドミラーを使用すること。

なお、臨時適性検査を受けようとする者が、府令第24条第6項ただし書きに該当する者であるため、本人の所有する自動車による受検を希望する場合には、その自動車の構造に応じてワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置を使用すること。

(4) 検査官

臨時適性検査は、府令第24条第8項に規定する警察職員が行うものとする。

(5) 臨時適性検査の実施手順

ア 検査前の指示

(ア) 検査官は、検査前に次の事項について指示及び説明を行うこと。

なお、受検者が補聴器を使用している場合には、補聴器を使用させた状態で実施しても差し支えない。

- ① 検査中の事故防止
- ② 確認項目、確認項目の細目及び確認の基準
- ③ 検査コースの走行順路
- ④ 検査中における指示のサイン等
- ⑤ その他検査実施について必要な事項

(イ) 検査官は、受検者の服装等が運転に不適切であると認めるとき（受検時に和服、げた、サンダル又はハイヒールを着用している場合等）は、その者の検査を延期すること。

イ 検査中における指示

(ア) 検査中における指示をサイン等により行う場合は、受検者から視認しやすい位置で行い、脇見等にならないよう安全に配慮すること。

(イ) 走行順路について指示する場合は、運転に余裕が持てるよう教示の時機を十分考慮すること。

ウ 検査前のならし走行

おおむね100メートルのならし運転を行うこと。

エ 検査の実施

(ア) おおむね500メートル以上走行させ、1回以上、運転者席と反対側の進路に進路変更をさせること。

(イ) 臨時適性検査に係る確認項目、確認項目の細目、確認の基準及び確認の方法については別表1「臨時適性検査の実施要領」のとおりである。

オ 検査の判定

別表2「臨時適性検査判定表」を活用し、同表の「確認の基準」に記載された4つの基準を確認した場合に、判定欄に「○」を記載することとし、4つの基準を全て確認できた場合に、適性が確認されたものとする。

カ 留意事項

中型車（8 t）限定中型免許を受けている者に対する臨時適性検査については、当該者が補聴器を使用しなくても、特定後写鏡等を使用すべきこととする条件により準中型自動車の運転を希望する場合は準中型自動車の運転に係る臨時適性検査を、普通自動車のみを希望する場合は普通自動車の運転に係る臨時適性検査を、それぞれ受検させることとする。

4 安全教育の実施要領

(1) 安全教育の対象者

上記3の臨時適性検査により適性が確認された者

(2) 安全教育の実施者

安全教育は、府令第24条第8項に規定する警察職員が行うこととする。

(3) 安全教育の実施

安全教育に係る指導項目、指導項目の細目、指導内容及び指導要領については別表3「安全教育の実施要領」のとおりである。

(4) 留意事項

ア 別表3中、指導内容「2 補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー又は後方確認装置）の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義）」において、特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置）の意義及び活用方法を指導する際は、ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置のいずれかについて指導する場合であっても準中型自動車又は普通自動車を使用して差し支えない。

イ 準中型自動車の運転に係る安全教育を受ける者が、その保有する免許に「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く）」等の条件を付された者であって、以前に普通自動車の運転に係る安全教育等を受けているものに対しては、別表3中「1 準中型自動車の運転に係る安全教育」の表の指導項目「1 交通の状況を聴覚により認知することができない状況とする運転に係る危険を予測した運転に必要な技能」については、これを行わないことができる。

また、指導項目「2 交通の状況を聴覚により認知することができない状態とする運転に係る危険を予測した運転に必要な知識」については、準中型自動車に係る内容を行えば足りる。

ウ 中型車（8 t）限定中型免許を受けている者に対する安全教育については、準中型自動車の運転に係る臨時適性検査を受けて適性が確認された者については準中型自動車の運転に係る安全教育を、普通自動車の運転に係る臨時適性検査を受けて適性が確認された者については普通自動車の運転に係る安全教育を、それぞれ受けさせること。

5 臨時適性検査により適性が確認された後、安全教育を受けた者の運転免許に付する条件

(1) 補聴器条件が付された免許を受けている者

補聴器を使用しなくても、特定後写鏡等を使用し、聴覚障害者標識を表示することで準中型自動車又は普通自動車の運転を認めることとし、この場合は、免許に「補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車と普通車に限る（旅客車を除く）」等の条件を付すること。

(2) 補聴器条件が付されていないものではないが、聴力の低下を理由として臨時適性

検査の受検を申し出た者

特定後写鏡等を使用し聴覚障害者標識を表示することで、準中型自動車又は普通自動車の運転を認めることとし、この場合は、免許に「特定後写鏡等」の条件を付すること。

担当 運転免許課 試験教習所係

別表 1

臨時適性検査の実施要領

1 準中型自動車の運転に係る臨時適性検査

確認項目	確認項目の詳細	確認の基準	確認の方法
特定後写鏡等を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないこと。	1 受検者が運転する準中型自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡を使用して適切に確認することができること。 2 特定後写鏡に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	受検者に特定後写鏡等を装着した準中型自動車を公安委員会の管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて走行させ、1回以上進路変更を行うなどさせることにより、目視による特定後写鏡等の活用状況を確認すること。
	2 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。 2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

2 普通自動車の運転に係る臨時適性検査

確認項目	確認項目の詳細	確認の基準	確認の方法
特定後写鏡等を適切に活用することにより安全な運転に支障を及ぼすおそれがないこと。	1 受検者が運転する普通自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。 2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	受検者に特定後写鏡等を装着した普通自動車を公安委員会の管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて走行させ、1回以上進路変更を行うなどさせることにより、目視による特定後写鏡等の活用状況を確認すること。
	2 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。 2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

(注) 適性検査中は、補聴器を使用させないこと。

別表 2

臨時適性検査判定表

確認項目の細目	確認の基準	判 定
1 受検者が運転する準中型自動車又は普通自動車の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	
2 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等を確認することができること。	1 進路を運転者席の反対側に変更しようとする場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる自動車等の有無を特定後写鏡等を使用して適切に確認することができること。	
	2 特定後写鏡等に気を奪われ、前方の安全確認を怠らないこと。	

別表 3

安全教育の実施要領

1 準中型自動車の運転に係る安全教育

指導項目	指導項目の細目	指導内容	指導要領
1 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な技能	1 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	1 狭い道路から広い道路に前進及び後退するときにおける当該広い道路又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける当該道路を通行する他の車両（以下「他の車両」という。）からの見え方を意識した前進及び後退の仕方 2 後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する方法	1 受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中2を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 3 狭い道路から広い道路に前進し、又は道路外から道路に前進するときにおける危険を予測した運転については、普通自動車を使用すること。 4 狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転については、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。 5 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。 6 自車を徐々に前進させることにより他の車両に自車を確認させる前進の仕方を身に付けさせること。 7 他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで前進させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 8 自車を徐々に後退させることにより他の車両に自車を確認させる後退の仕方を身に付けさせること。 9 他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで後退させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 10 後退時において外輪差が生じることを理解させるとともに、後退中に、縁石又はパイロン等に接触させ、振動により縁石又はパイロン等に接触したことを認知する方法を身に付けさせること。パイロン等を用いる場合は、パイロンその他の接触したことを認知させるために必要な物であって接触した場合でも安全なものを用いること。 11 狭い道路から広い道路への後退については、その危険性を理解させ、これを可能な限り行わないよう指導すること。
	2 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	1 警音器の適切な吹鳴方法 2 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行する他の車両が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避できる走行の仕方	1 受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中1を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 3 準中型自動車又は普通自動車を使用すること。 4 停車中に、警音器を吹鳴させ、適切な音量及び吹鳴する長さを身に付けさせること。 5 対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接して設置して行うこと。 6 警音器を適切に吹鳴することにより対向車に自車を確認させる走行の仕方を身に付けさせること。 7 徐行することにより対向車が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避することができる走行の仕方を身に付けさせること。
2 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	1 交通の状況を聴覚により認知することができる状態である運転に係る危険がある場合において当該危険を周囲の交通の状	1 踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法	1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2 受検者による準中型自動車及び普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。 3 列車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。

	視覚から視覚により認知する方法	2 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2 受検者による準中型自動車及び普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。 3 緊急自動車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。
	2 その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態である危険を予測した運転に必要な知識	1 その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態である危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法	1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。 2 受検者による準中型自動車及び普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。 3 補聴器を使用せずに運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し質疑応答を行うとともに、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼すること。
		2 補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置）の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義）	教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

2 普通自動車の運転に係る安全教育

指導項目	指導項目の細目	指導内容	指導要領
1 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である危険を予測した運転に必要な技能	1 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	1 狭い道路から広い道路に前進及び後退するときにおける他の車両からの見え方を意識した前進及び後退の仕方 2 後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する方法	1 受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中2を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 3 普通自動車を使用すること。 4 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。 5 自車を徐々に前進させることにより他の車両に自車を確認させる前進の仕方を身に付けさせること。 6 他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで前進させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 7 自車を徐々に後退させることにより他の車両に自車を確認させる後退の仕方を身に付けさせること。 8 他の車両を模した自動車その他の物を確認できるまで後退させた後、降車させ、自車が進入する道路にどの程度進入しているかを確認させること。 9 後退時において外輪差が生じることを理解させるとともに、後退中に、縁石又はパイロン等に接触させ、振動により縁石又はパイロン等に接触したことを認知する方法を身に付けさせること。パイロン等を用いる場合は、パイロンその他の接触したことを認知させるために必要な物であって接触した場合でも安全なものを用いること。 10 狭い道路から広い道路への後退については、その危険性を理解させ、これを可能な限り行わないよう指導すること。
	2 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能	1 警音器の適切な吹鳴方法 2 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行する他の車両が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避できる走行の仕方	1 受検者に補聴器を使用させて差し支えない。ただし、指導内容の欄中1を指導するときは、受検者に補聴器を使用させないこと。 2 公安委員会が管理する運転免許試験場等の試験コースにおいて行うこと。 3 普通自動車を使用すること。 4 停車中に、警音器を吹鳴させ、適切な音量及び吹鳴する長さを身に付けさせること。 5 対向車を模したパイロン等をカーブ部分

			<p>に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接して設置して行うこと。</p> <p>6 警音器を適切に吹鳴することにより対向車に自車を確認させる走行の仕方を身に付けさせること。</p> <p>7 徐行することにより対向車が自車の進路に進入してきた場合における危険を回避することができる走行の仕方を身に付けさせること。</p>
2 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	1 交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険がある場合において当該危険を周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	1 踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法	<p>1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>2 受検者による普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。</p> <p>3 列車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。</p>
		2 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法	<p>1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>2 受検者による普通自動車の実際の走行状況等を踏まえて指導すること。</p> <p>3 緊急自動車が接近してきたときに起こることが考えられる周囲の車両及び歩行者の交通の状況を理解させること。</p>
	2 その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態である運転に係る危険を予測した運転に必要な知識	1 その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態であるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法	<p>1 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。</p> <p>2 受検者による普通自動車の実際の走行状況を踏まえて指導すること。</p> <p>3 補聴器を使用せずに運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し質疑応答を行うとともに、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼すること。</p>
		2 補聴器を使用せずに運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等（ワイドミラー、補助ミラー又は後方等確認装置）の意義及び活用方法並びに聴覚障害者標識の意義）	教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

別記様式

運 転 適 性 相 談 者 名 簿 (聴 覚)

番 号	相 談 月 日	相 談 区 分	相 談 者			受 理 者	臨 時 適 性 検 査		聴 力 検 査	結 果	終 了 書	免 許 証 処 理	備 考
			氏 名	年 齢	住 所 (市 町 村)		通 知 書 送 付	臨 時 適 性 検 査 日			交 付 月 日		
											交 付 者		
		<input type="checkbox"/> 補聴器希望 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 継続						<input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴否 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴否	<input type="checkbox"/> 条件不要 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 条件コード()	/			
		<input type="checkbox"/> 補聴器希望 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 継続						<input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴否 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴否	<input type="checkbox"/> 条件不要 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 条件コード()	/			
		<input type="checkbox"/> 補聴器希望 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 継続						<input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴否 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴否	<input type="checkbox"/> 条件不要 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 条件コード()	/			
		<input type="checkbox"/> 補聴器希望 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 継続						<input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴否 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴否	<input type="checkbox"/> 条件不要 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 条件コード()	/			
		<input type="checkbox"/> 補聴器希望 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 継続						<input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴否 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴否	<input type="checkbox"/> 条件不要 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 条件コード()	/			
		<input type="checkbox"/> 補聴器希望 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 継続						<input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴否 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴否	<input type="checkbox"/> 条件不要 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 条件コード()	/			
		<input type="checkbox"/> 補聴器希望 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 継続						<input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴否 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴否	<input type="checkbox"/> 条件不要 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 条件コード()	/			
		<input type="checkbox"/> 補聴器希望 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 <input type="checkbox"/> 取得 <input type="checkbox"/> 継続						<input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器無～90db聴否 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴可 <input type="checkbox"/> 補聴器有～90db聴否	<input type="checkbox"/> 条件不要 <input type="checkbox"/> 補聴器 <input type="checkbox"/> 特定後写鏡等 条件コード()	/			

※取得：新規、失効等。継続：併記、更新等。